厚生労働科学研究委託費(再生医療実用化研究事業)委託業務成果報告(業務項目)

臨床試験(治験)プロトコール策定・薬事戦略相談 再生医療等製品の治験実施体制整備に関して

担当責任者 田中紘一(神戸国際フロンティアメディカルセンター 理事長・院長)業務主任者 松山晃文((独)医薬基盤研究所 難病・疾患資源研究部 部長心得)

研究要旨

再生医療等製品にかかる治験実施体制の構築は、今後の再生医療の治験活性化にとって喫緊の課題である。本分担研究では、再生医療等製品の治験実施体制の構築に向け、まず低分子での治験を含めた幅広な治験実施体制の構築、特に標準手順書として「神戸国際フロンティアメディカルセンター治験等に係る標準業務手順書(第1版)」を提示した。

A. 研究目的

再生医療等製品にかかる治験実施体制の構築は、今後の再生医療の治験活性化にとって喫緊の課題である。本分担研究では、再生医療等製品の治験実施体制の構築に向け、まず低分子での治験を含めた幅広な治験実施体制の構築、特に標準手順書の提示を目的とする。

B.研究方法

治験実施にかかる標準手順書の策定に あたり、再生医療に特化した標準手順書 はないことから、低分子化合物など一般 に用いられうる標準手順書の第 1 版を策 定することとした。

(倫理面への配慮)

1. 非臨床試験(研究)において遺伝子 改変動物、プラスミドDNA あるいは 遺伝子導入ウイルス等を用いる場合 は、使用に際して遺伝子組み換え生 物などの使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律、カルタへ ナ条約等各種法令・告示・通知に基 づき研究を実施する。

- 2. 動物操作に当たっては、(独)医薬 基盤研究所の動物実験規定に従って 行なう。
- 3. 臨床試研究の実施にあっては、計画書(プロトコール)に関して医学倫理委員会での承認を受け、本人の書面によるinformed consent を取得した患者のみを対象とする。

C.研究結果

神戸国際フロンティアメディカルセン ター治験等に係る標準業務手順書として、 下記の文書を整備した。

「神戸国際フロンティアメディカルセン ター治験等に係る標準業務手順書」

治験の原則

- 治験は、次に掲げる原則に則って実施されなければならない。
- 1. 治験は、ヘルシンキ宣言に基づく倫理 的原則及び「医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の確保等に関す る法律 (昭和35年 法律第145号)以 下、「医薬品医療機器等法」、並びに「医 薬品の臨床試験の実施の基準に関する 省令」(平成9年3月27日厚生省令第 28号 (以下、「医薬品 GCP 省令」)、「医 療機器の臨床試験の実施の基準に関す る省令」(平成 17 年 3 月 23 日厚生労 働省令第36号 X 以下、「医療機器 GCP 省令」、「再生医療等製品の臨床試験の 実施の基準に関する省令」(平成26年 7月30日厚生労働省令第89号↓以下、 「再生医療等製品 GCP 省令」) 及びこ れらを改正する省令並びにこれらに関 連する法令、通知、事務連絡等(以下、 特に断らない限り総称して「GCP 省 令」)を遵守して行うこと。
- 2. 治験を開始する前に、個々の被験者及び社会にとって期待される利益と予想される危険及び不便とを比較考量するものとする。期待される利益によって危険を冒すことが正当化される場合に限り、治験を開始し継続すべきである。
- 3. 被験者の人権の保護、安全の保持及び 福祉の向上に対する配慮が最も重要で あり、科学と社会のための利益よりも 優先されるべきである。
- 4. 治験薬に関して、その治験の実施を支持するのに十分な非臨床試験及び臨床 試験に関する情報が得られていなければならない。
- 5. 治験は、科学的に妥当でなければならず、治験実施計画書にその内容が明確かつ詳細に記載されていなければならない。

- 6. 治験は、治験審査委員会が事前に承認 した治験実施計画書を遵守して実施し なければならない。
- 7. 被験者に対する医療及び被験者のためになされる医療上の決定に関する責任は、医師又は歯科医師が常に負うべきである。
- 8. 治験の実施に関与する者は、教育、訓練及び経験により、その業務を十分に遂行しうる要件を満たしていなければならない。
- 9. すべての被験者から、治験に参加する前に、自由意思によるインフォームド・コンセントを得なければならない。
- 10.治験に関するすべての情報は、正確な 報告、解釈及び検証が可能なように記 録し、取扱い、及び保存しなければな らない。
- 11.被験者の身元を明らかにする可能性 のある記録は、被験者のプライバシー と秘密の保全に配慮して保護しなけれ ばならない。
- 12.治験薬の製造、取扱い、保管及び管理は、「治験薬の製造管理、品質管理等に関する基準(治験薬 GMP)について」を遵守して行うものとする。治験薬は治験審査委員会が事前に承認した治験実施計画書を遵守して使用するものとする。
- 13.治験のあらゆる局面の質を保証する ための手順を示したシステムが、運用 されなければならない。
- 14.治験に関連して被験者に健康被害が 生じた場合には、過失によるものであ るか否かを問わず、被験者の損失は適 切に補償されなければならない。その 際、因果関係の証明等について被験者 に負担を課すことがないようにしなけ ればならない。

第1章 目的と適用範囲

(目的と適用範囲)

- 第1条 本手順書は、神戸国際フロンティアメディカルセンター(以下、「当院」)において実施する治験又は製造販売後臨床試験が医薬品医療機器等法並びにGCP省令に則り実施されるよう、治験の実施に必要な手続きと運営に関する手順及び記録の保存方法を定めるものである。
 - 2 本手順書は、医薬品の製造販売承認申請又は承認事項一部変更承認申請の際に提出すべき資料の収集のために行う治験に対して適用する。
 - 3 製造販売後臨床試験に対して は、「製造販売後臨床試験」 を特定した事項を除き、医薬 品 GCP 省令第 56 条、医療機 器GCP省令第76条及び再生 医療等製品 GCP 省令第 76 条に準じ、「治験」等とある のを「製造販売後臨床試験」 等と読み替えることにより、 本手順書を適用する。その場 合は「GCP省令」並びに「医 薬品の製造販売後の調査及 び試験の実施の基準に関す る省令」(平成16年12月20 日厚生労働省令第 171 号) 「医療機器の製造販売後の 調査及び試験の実施の基準 に関する省令」(平成17年3 月23日厚生労働省令第38号) 及び「再生医療等製品の製造 販売後の調査及び試験の実 施の基準に関する省令」(平 成26年7月30日厚生労働省

- 令第 90 号)(これらを改正する省令等を含む) を遵守して行う。
- 4 医療機器に対しては、「医療機器」を特定した事項を除き、「医薬品」とあるのを「医療機器」と、「治験薬」とあるのを「治験機器」と、「被験薬」とあるのを「被験機器」と、「副作用」とあるのを「不具合又は不具合による影響」と読み替えることにより、本手順書を適用する。
- 5 再生医療等製品に対しては、 「再生医療等製品」を特定した事項を除き、「医薬品」とあるのを「再生医療等製品」と、「治験薬」とあるのを「治験薬」と、「被験薬」と、「被験型品」と、「自動を「被験製品」と、「自動をであるのを「不具合による影響」と記るとにより、本手順書を適用する。
- 6 本手順書の書式は当院に固有 のものを除き、厚生労働省医 政局研究開発振興課長通知 「治験の依頼等に係る第 書式について」(平成 19 年 12 月 21 日医政研 発改 1221002号)及びこれを改正 する通知に従うものとする。 よって、当院の長(以下、「な 長」)が治験責任医師とない 長」)が治験責任医師と 場合にあっては、書式の欄外 注に従い該当しない文書が 認められることに留意する こと。
- 7 前項によらず、院内書式につ いては本手順書に従い作成 されるものであることに留

意すること。

第2章 院長の業務

(治験委託の申請等)

第2条 院長は、治験責任医師が治験に関する業務の一部協力は治験協力担さは治験は、したの担さはののでは、治験では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、治験をでは、治験をでは、治験をできるが、は、治験をできるが、治験をできる。

2 院長は、治験責任医師と治験 依頼者との間で治験実施計画書に関する文書に対した後、治験依頼書(書式 3)」をもに治験責任医師の「治験依頼書(書式 1)」、履計会とも「治験な質」をもに治験する。のとする。記載ないであっては、を変が確認できるといる。ともでは、を変がないまとめることがあっては、を変がないできる。

(治験審査の依頼、審査結果の受領) 第3条 院長は、治験責任医師に対し て治験の実施を了承する前 に、「治験審査依頼書(書式 4)」、治験責任医師の「履歴 書(書式1)」及び治験実施計 画書等の審査の対象となる 資料を治験審査委員会に提 出し、治験の実施の適否につ いて治験審査委員会の意見 を求めるものとする。

2 院長は、治験審査委員会の求めがあった場合、必要に応じて治験責任医師又は治験分担医師を治験審査委員会に出席させることができる。

(治験受託の了承等)

第4条 院長は、治験審査委員会が治 験の実施を承認する決定を 下し、その旨を「治験審査結 果通知書(書式5)」により通 知してきた場合に、これに基 づく院長の指示が治験審査 委員会の決定と同じときに は、「治験審査結果通知書(書 式5)」により、院長の指示が 治験審査委員会の決定と異 なるときには、「治験審査結 果通知書(書式5)」とともに 「治験に関する指示・決定通 知書(参考書式1)」により治 験責任医師及び治験依頼者 に通知するものとする。

2 院長は、治験審査委員会が治験実施計画書、説明文書・同意文書並びにその他の手順について何らかの修正を条件に治験実施を承認する決定を下し、その旨を通知してきた場合は、前項に準じて治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

3 院長は、前項の指示により治 験責任医師及び治験依頼者 が治験実施計画書等を修正 した場合には、「治験実施計 画書等修正報告書(書式6)」 及び該当する資料を提出させ、院長の指示通り修正されたことを確認するものとする。

- 4 院長は、治験審査委員会が治験の実施を却下する決定を下し、その旨を「治験審査結果通知書(書式5)」により通知してきた場合は、治験の実施を了承できない旨を「治験審査結果通知書(書式5)」により治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。
- 5 院長は、治験審査委員会が治験の実施を保留する決定を下し、その旨を「治験審査結果通知書(書式5)」により通知してきた場合は、治験責任医師及び治験依頼者に当該関連資料を提出させ、再度治験審査委員会の意見を求めるものとする。
- 6 院長は、治験責任医師又は治験依頼者から治験審査委員会の審査結果を確認するために審査に用いられた治験実施計画書等の文書の入手を求める旨の申し出があった場合には、これに応じなければならない。
- 7 院長は、治験責任医師又は治験依頼者から「治験審査結果通知書(書式5)」又は「治験に関する指示・決定通知書(参考書式1)」に対する異議申し立てが文書で提出された場合には、これを提出した者に対し文書によりこれに

回答する。なお、この場合、 院長は必要に応じ治験審査 委員会の意見を求めること ができる。

(治験実施の契約等)

- 第5条 院長は、治験審査委員会の意見に基づいて治験の実施を了承した後、治験依頼者と「治験契約書(院内書式1)」により契約を締結し、それぞれが記名・押印又は署名し、日付を付すものとする。なお、治験契約書は治験依頼者と院長との協議により任意の書式を使用することができる。
 - 2 院長は、本手順書第 4 条第 2 項に基づき治験審査委員会 が修正を条件に治験の実施 を承認した場合には、同条第 3 項に基づき「治験実施計画 書等修正報告書(書式 6)」と 当該資料により修正を確認 した後に契約を締結するも のとする。
 - 3 治験契約書の内容を変更する際には、本条第1項に準じて「治験契約内容変更に関する覚書(院内書式2)」等を締結する。なお、この覚書等は治験依頼者と院長との協議により任意の書式を使用することができる。
 - 4 前三項にいう治験契約書又は 覚書等について、契約者は院 長又は院長が選任した者の いずれでも差し支えないが、 その責任は院長が負うもの とする。

(治験の継続)

- 第6条 院長は、実施中の治験において少なくとも年1回、治験責任医師に「治験実施状況報告書(書式11)」を提出させ、「治験審査依頼書(書式4)」とともに治験審査委員会に提出し、治験の継続の可否について治験審査委員会の高見を求め、本手順書第4条に準じて治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。
 - 2 院長は、重篤で予測できない 副作用等について治験へ、 部ののででである。 一部でのでは、 一部でのでは、 一部でのでは、 一部でのでは、 一部でのでは、 一部でのでは、 一部である。 一部であるとのである。 一部であるに、 一であるとのでは、 一であるとのでは、 一であるとのでである。 一であるに、 一でのでは、 一であるに、 一でで、 一でである。 一ででは、 一でである。 一ででする。 一ででなる。 一ででな。 一ででな。
 - 3 院長は、治験審査委員会が実施中の治験の継続審査等において、治験審査委員会が既に承認した事項の取消しいの決定を可以は中断を含めてきた場合は、「治験審査等に通知書(書式5)」によりまする。 験責任医師及び治験依頼者に通知し、治験を中止又は中断させるものとする。
 - 4 院長は、治験責任医師又は治 験依頼者から治験審査委員 会の継続審査等の結果を確

認するために審査に用いられた治験実施計画書等の文書の入手を求める旨の申し出があった場合には、これに応じなければならない。

(治験実施計画書等の変更)

- - 2 院長は治験責任医師及び治験 依頼者より、「治験に関する 変更申請書(書式10)」及び 審査に必要な資料を入査依 書のでは、「治験審査 書ので、治験審査委員会に提出いる 治験の継続の可否にして の意見を求め、本手順書の が治験依頼者に通知するも のとする。
 - 3 院長は、治験実施計画書の変 更等を了承した後、その内容 が治験契約の変更を必要と する場合には、本手順書第5 条第3項に従う。

(緊急の危険回避のための治験実施計画 書からの逸脱)

- 第8条 院長は、治験責任医師又は治 験分担医師が被験者の緊急 の危険を回避するため、その 他医療上やむを得ない事情 により治験実施計画書から の逸脱又は変更を行う又は 行った場合、「緊急の危険を 回避するための治験実施計 画書からの逸脱に関する報 告書(書式8)」により、その 内容、理由の報告を治験責任 医師より受ける。また、院長 は、治験依頼者に対し「緊急 の危険を回避するための治 験実施計画書からの逸脱に 関する通知書(書式9)の提 出を要請する。
 - 2 院長は、前項の報告書並びに 通知書を「治験審査依頼書 (書式4)」とともに治験審査 委員会に提出し、治験の継続 の可否について治験審査委 員会の意見を求め、本手順書 第4条に準じて治験責任医師 及び治験依頼者に通知する ものとする。
 - 3 院長は、「緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する通知書(書式9)」を治験責任医師に提出するものとする。

(重篤な有害事象の発生)

第9条 院長は、治験責任医師より「重 篤な有害事象に関する報告 書(書式 12-1、書式 12-2)」 を入手した場合は、「治験審 査依頼書(書式 4)」と「重篤 な有害事象に関する報告書

- (書式 12-1、書式 12-2)」を 治験審査委員会に提出し、治 験の継続の可否についての 意見を求め、本手順書第4条 に準じて治験責任医師及び 治験依頼者に通知するもの とする。
- 2 前項における「重篤な有害事 象に関する報告書(書式 12-1、 書式 12-2)」は製造販売後臨 床試験の場合は「有害事象に 関する報告書(書式 13-1、書 式 13-2)」、医療機器の治験の 場合は「重篤な有害事象及び 不具合に関する報告書(書式 14)」、医療機器の製造販売後 臨床試験の場合は「有害象 及び不具合に関する報告書 (書式 15)」と読み替えるも のとする。

(安全性に関する情報の入手)

第10条 院長は、治験依頼者より被験 者の安全又は当該治験の実 施に影響を及ぼす可能性の ある情報として「安全性情報 等に関する報告書(書式16)」 を入手した場合は、治験責任 医師に治験の継続等に関す る見解が治験依頼者の見解 と同一であることを確認す る。院長は「治験審査依頼書 (書式 4)」と「安全性情報 等に関する報告書(書式16)」 (治験責任医師と治験依頼 者の見解が異なる場合は治 験責任医師のコメントが記 載された報告書)を治験審査 委員会に提出し、治験の継続 の可否についての意見を求 め、本手順書第4条に準じて

治験責任医師及び治験依頼 者に通知するものとする。

2 治験依頼者、治験審査委員会 及び院長の合意が得られて いる場合においては、医薬品 GCP 省令第 20 条、第 32 条 及び第 40 条、医療機器 GCP 省令第 28 条、第 51 条及び第 60 条、並びに再生医療等製 品 GCP 省令第 28 条、第 51 条及び第 60 条の規定に従う ものとする。

(治験の中止、中断及び終了)

院長は、治験責任医師が治験 第 11 条 の終了、又は自ら治験を中止 又は中断し、その旨を「治験 終了(中止・中断)報告書(書 式 17)」により報告してきた 場合には、「治験終了(中止・ 中断)報告書(書式17)」に より、速やかに治験審査委員 会及び治験依頼者に通知す るものとする。なお、通知の 文書には、終了時においては 治験結果の概要等、中止時又 は中断時においてはその詳 細な説明がなされていなけ ればならない。

2 院長は、治験依頼者が開発の中止、治験の中止又は治験の中止又は治験の中断を決定し、その旨を「開発の中止等に関する報告書(書式18)」により報告書(書式18)」により、速やかに治験審査を長び治験責任医師に通知するものとする。また、院長は治験責任医師に通知する際に「治験終了(中止・中

断)報告書(書式17)」を速 やかに提出するよう要請し、 前項に準じて治験の終了を 通知するものとする。

3 院長は、治験依頼者が当該治 験薬の製造販売承認の取得 又は再審査・再評価結果の通 知について、「開発の中止等 に関する報告書(書式 18)」 により報告してきた場合に は、「開発の中止等に関する 報告書(書式 18)」により、 速やかに治験責任医師に通 知するものとする。

(直接閲覧)

第12条 院長は、治験依頼者によるモ ニタリング及び監査並びに 治験審査委員会及び国内外 の規制当局による調査を受 け入れるものとする。これら の場合には、モニター、監査 担当者、治験審査委員会又は 国内外の規制当局の求めに 応じ、原資料等のすべての治 験関連記録を直接閲覧に供 するものとする。なお、治験 依頼者による直接閲覧を伴 うモニタリング又は監査に 関しては、本手順書第29条 及び第30条に従うものとす る。

(業務の委託等)

第13条 院長は、治験実施に係る業務の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により当該業務を受託する者との契約を締結しなければならない。

1) 当該委託に係る業務の範囲

- 2) 当該委託に係る業務の手順 に関する事項
- 3) 前号の手順に基づき当該委託に係る業務が適性かつ 円滑に行われているかど うかを当院が確認することができる旨
- 4) 当該受託者に対する指示に 関する事項
- 5) 前号の指示を行った場合に おいて当該措置が講じら れたかどうかを当院が確 認することが出来る旨
- 6) 当該受託者が当院に対して 行う報告に関する事項
- 7) その他当該委託に係る業務 について必要な事項
- 2 院長は、治験実施に係る業務 の一部を治験施設支援機関 に委託する場合は、事前に当 該治験施設支援機関の健康 被害の補償に関する手順書 の写しを入手し、保管するも のとする。

(緊急時の対応)

第 14 条 院長は、当該治験実施中に被験者に緊急事態が発生した場合は、治験薬との因果関係に係らず、十分な医療を提供する。

なお、当院において対応不可 能な場合は、緊急搬送先へ緊 急搬送措置の依頼を行う。

第3章 治験審查委員会

(治験審査委員会)

第15条 院長は、当院での治験実施の 適否、治験継続の適否、種々 の報告及び通知等について、

- GCP 省令の定める条件を満たす治験審査委員会(以下、「外部治験審査委員会」)に 調査審議を委託する。
- 院長は、あらかじめ外部治験 審査委員会の設置者と治験 審査の委受託に関する契約 を締結しなければならない。 また、院長は、外部治験審査 委員会の標準業務手順書(以 下、「外部 IRB-SOP」)の写 し並びに委員名簿の写しを 入手し、以下の事項を確認し なければならない。

2

- 1) 調査審議を行うための十分な人員が確保されていること
- 2) 倫理的、科学的及び医学的・薬学的観点から審議及び評価することができること
- 3) 治験の開始から終了に至るまで一貫性のある調査 審議ができること
- 3 院長は、治験依頼者から治験 審査委員会標準業務手順書 及び治験審査委員会委員名 簿の提示を求められた場合 は、外部 IRB-SOP の写し及 び外部治験審査委員会委員 名簿の写しをもって、これに 応ずるものとする。
- 4 院長は、調査審議の対象となる治験に関して、外部治験審査委員会の設置者から確認の申し出があった場合、当院の治験事務局に対応させるものとする。

第4章 治験責任医師の業務

(治験責任医師の要件)

- 第16条 治験責任医師は、以下の要件 を満たさなくてはならない。
 - 1)治験責任医師は、教育・訓練及び経験によって、治験を適正による者で表した。治験をはない。治験をはない。治験をはない。治験のでを表したを書にはないで、では、このでは、このでを書きを発生をはいる。とする。とする。対験がある。とする。対験がある。
 - 2) 治験責任医師は、治験依頼 者と合意した治験実施計 画書、最新の治験薬概要書、 製品情報及び治験依頼者 が提供するその他の文書 に記載されている治験薬 の適切な使用法に十分精 通していなければならな い。
 - 3) 治験責任医師は、医薬品医療機器等法第 14 条第 3 項及び第 80 条の 2 に規定する基準並びに GCP 省令を熟知し、これを遵守しなければならない。
 - 4) 治験責任医師は、治験依頼 者によるモニタリング及 び監査並びに治験審査委 員会並びに国内外の規制 当局による調査を受ける れ、また、モニター、監査 担当者、治験審査委員会求 めに応じて、原資料等のす

- べての治験関連記録を直接閲覧に供しなければならず、これが可能であること。
- 5) 治験責任医師は、合意され た募集期間内に必要数の 適格な被験者を集めるこ とが可能であることを過 去の実績等により示すこ とができなければならな い。
- 6) 治験責任医師は、合意され た期間内に治験を適正に 実施し、終了するに足る時 間を有していなければな らない。
- 7) 治験責任医師は、治験を適正かつ安全に実施するため、治験の予定期間中に十分な数の治験分担医師及び治験協力者等の適格なスタッフを確保でき、また適切な設備を利用できなければならない。
- 8) 治験責任医師は、治験関連 の重要な業務の一部を治 験分担医師又は治験協力 者に分担させる場合には、 「治験分担医師・治験協力 者リスト(書式 2)」を作 成し、あらかじめ院長に提 出し、その了承を受けなけ ればならない。また、院長 の了承を受けた後に治験 分担医師又は治験協力者 に変更が生じた場合には、 速やかに「治験分担医師・ 治験協力者リスト(書式2)」 を作成して院長に提出し、 その了承を受けなければ ならない。

- 9) 治験責任医師は、治験分担 医師及び治験協力者に治 験薬の品質、有効性及び安 全性に関する事項、その他 治験を適正に行うために 必要な情報、治験薬につい て、当該治験薬の副作用に よるものと疑われる疾病、 障害又は死亡の発生等に 該当する事項を知った際 に通知した事項等、治験分 担医師及び治験協力者に、 各人の業務について十分 な情報を与え、治験実施計 画書の遵守、治験薬の使用 等の治験実施のあらゆる 場面で治験分担医師及び 治験協力者を指導、監督し なければならない。

(治験実施計画書の遵守に関する合意) 第17条 治験責任医師は、治験依頼者 から提供される治験実施計 画書及び最新の治験薬概要 書、その他必要な資料又は情 報に基づき、当該治験を実施 することの倫理的及び科学 的妥当性について治験依頼 者と協議し、十分検討するこ

یے

- 2 治験責任医師は、前項の結果 に基づき、治験依頼者と治験 実施計画書の内容について 合意し、このことを証するた め、治験依頼者とともに治験 実施計画書又はそれに代わ る文書に記名・押印又は署名 し、日付を記入する。
- 3 治験責任医師は、治験実施計 画書が新たな安全性情報等 で改訂又は治験審査委員会 の意見に基づく院長の指示 で修正される場合には、前項 に従うものとする。
- 4 前三項の治験実施計画書の改 訂については、治験実施計画 書の分冊を作成しており、当 該分冊に記載された当院以 外の他施設に特有の情報を 改訂する場合を除いて差し 支えない。
- 症例報告書の見本を作成する場合は、本条第1項から第3項を準用する。ただし、レイアウト(EDC[Electronic Data Capturing]の利用による症例報告書にあってはその仕様)の変更を行う場合を除いて差し支えない。

(説明文書・同意文書の作成)

第18条 治験責任医師は、治験実施の申請をする前に治験依頼者の協力を得て、被験者から治験への参加の同意を得るために用いる説明文書・同意文書を作成する。また、これらは、GCP 省令及びヘルシンキ宣言に基づいて作成されるものとする。

(治験の申請)

第19条 治験責任医師は、治験の実施を申請しようとする場合、「治験依頼書(書式3)」に審査に必要な資料を添えて治験依頼者を通じて治験依頼者を通じて治験情に提出する。なお、治験の申請に先立ち治験責任医師は、治験実施計画書に関して治験依頼者との合意を行わなければならない。

(治験の契約)

第20条 治験責任医師は、「治験契約書 (院内書式1)」の内容について確認し、治験契約書が変更される場合も同様に「治験契約書の変更に関する覚書(院内書式2)」の内容を確認する。なお、治験契約書又は覚書に関して任意の書式を用いた場合も同様とする。

(被験者の選定)

- 第21条 治験責任医師又は治験分担医師は、次に掲げるところにより被験者を選定する。
 - 1) 個々の被験者の選定にあたって、人権保護の観点から、治験実施計画書に定められた選択基準及び除外基準及びき、被験者の健康状意で、在大、治験責任医師等とのを対し、治験責任医師等との参いの有無等を考慮のうえいのででである。
 - 2) 同意能力を欠く者について は、当該治験の目的上、被 験者とすることがやむを得

- ない場合を除き、原則として被験者としないこと。
- 3) 社会的に弱い立場にあるものを被験者とする場合には、 特に慎重な配慮を払わなく てはならないこと。

(被験者の同意の取得)

- 第22条 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者が治験に参加する前に、被験者に対して説明文書・同意文書を用いて十分に説明し、治験への参加について自由意思による同意を文書により得るものとする。
 - ス書により得るものとする。 2 説明文書・同意文書には、説明を行った治験責任医師又は治験分担医師、被験者が記名・押印又は署名し、各自日付を記入するものとする。なお、治験協力者が補足的な説明を行った場合には、当該治験協力者も記名・押印又は署名し、日付を記入するものとする。
 - 治験責任医師又は治験分担医 3 師は、被験者が治験に参加す る前に、前項の規定に従って 記名・押印又は署名と日付が 記入された説明文書・同意文 書の写しを被験者に渡さな ければならない。また、被験 者が治験に参加している間 に、説明文書・同意文書が改 訂された場合は、その都度新 たに前二項に従って同意を 取得し、記名・押印又は署名 と日付を記入した説明文 書・同意文書の写しを被験者 に渡さなければならない。

- 4 治験責任医師、治験分担医師 及び治験協力者は、治験への 参加又は治験への参加の継 続に関し、被験者に強制又は 不当な影響を及ぼしてはな らない。
- 5 説明文書・同意文書及び説明 に際して口頭で提供される 情報には、被験者に権利を放 棄させるかそれを疑わせる 語句、又は治験責任医師、治 験分担医師、治験協力者、当 院若しくは治験依頼者の法 的責任を免除するかそれを 疑わせる語句が含まれてい てはならない。
- 6 口頭及び文書による説明並び に説明文書・同意文書には、 被験者が理解可能で、可能な 限り非専門的な言葉が用い られていなければならない。
- 7 治験責任医師又は治験分担医師は、同意を得る前に、被験者が質問をする機会と、治験に参加するか否かを判断するのに十分な時間を与えなければならない。その際、当該治験責任医師、治験分担医師又は補足説明者としての質問に対して被験者が満足するよう答えなければならない。
- 8 治験責任医師又は治験分担医師は、治験への参加及びその継続について被験者の意思に影響を与える可能性のある情報が得られた場合には、以下のように対応する。
 - 1) 被験者に当該情報を速やかに伝え、治験に継続して参加するか否かについて被験

- 者の意思を確認する。
- 2) 被験者に対する説明内容及びその結果を文書に記録する。
- 3) 当該情報に基づき速やかに 説明文書・同意文書を改訂 する。
- 4) 説明文書・同意文書の改訂 に関し、治験審査委員会の 承認を得る。
- 5) 治験審査委員会において改 訂の承認を得た説明文書・ 同意文書等を用いて改めて 被験者に説明し、治験への 参加の継続について自由意 思による同意を文書により 得る。
- 9 被験者の同意取得が困難な場 合、非治療的治験を実施する 場合、被験者が説明文書・同 意文書等を読めない場合及 び緊急状況下における救命 的治験の場合については、医 薬品 GCP 省令第 50 条第 2 項及び第4項、第52条第3 項及び第4項並びに第55条、 医療機器 GCP 省令第 70 条 第2項及び第4項、第72条 第 3 項及び第 4 項並びに第 75条、再生医療等製品 GCP 省令第 70 条第 2 項及び第 4 項、第72条第3項及び第4 項並びに第75条を遵守する。

(被験者に対する医療)

第23条 治験責任医師は、治験に関連する医療上のすべての判断に責任を負うものとする。

2 院長及び治験責任医師は、被験者の治験参加期間中及び その後を通じ、治験に関連し た臨床上問題となるすべての有害事象に対して、十分な医療が被験者に提供されることを保証するものとする。また、治験責任医師又は治験分担医師は、有害事象に対する医療が必要となった場合には、被験者にその旨を伝えるとともに、をして適切な医療を行う。

- 3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者に他の主治医がいるか否かを確認し、被験者の同意のもとに、主治医に被験者の治験への参加について知らせなければならない。
- 4 被験者が治験の途中で参加を 取り止めようとする場合、又 は取り止めた場合には、被験 者はその理由を明らかにす る必要はないが、治験責任医 師又は治験分担医師は、被験 者の権利を十分に尊重した 上で、理由を確認するための 適切な努力を払わなければ ならない。
- 5 治験が何らかの理由で中止又 は中断された場合には、治験 責任医師は被験者に速やか にその旨を通知し、被験者に 対する適切な治療、事後処理、 その他必要な措置を講じな ければならない。

(治験の実施)

第24条 治験責任医師は、治験審査委員会が治験の実施又は継続を承認し、又は何らかの修正を条件に治験の実施又は継続を承認し、これに基づく「治験審査結果通知書(書式

- 5)」が発行された後に、その 決定に従って治験を開始を開始とは継続すること。また、治験 審査委員会が実施中の治験に関して承認した事項を申止又は「治験の中止又は「治験の中止又は「「治験審査結果通知書(書式5)」が発行された場合には、その決定に従うこと。
- 2 治験責任医師は、治験契約の 締結前に被験者を治験に参 加させてはならない。
- 3 治験責任医師又は治験分担医師は、本手順書第8条及び第26条で規定する場合を除いて、治験実施計画書を遵守して治験を実施すること。
- 4 治験責任医師又は治験分担医師は、承認された治験実施計画書を遵守した方法のみで治験薬を使用すること。
- 5 治験責任医師又は治験分担医師は、治験薬の正しい使用方法を各被験者に説明、指示し、当該治験にとって適切な間隔で、各被験者が説明された指示を正しく守っているか否かを確認すること。
- 6 治験責任医師は、実施中の治験において少なくとも年 1回、院長に「治験実施状況報告書(書式 11)」を提出すること。
- 7 治験責任医師及び治験依頼者 は、治験の実施に重大な影響 を与え、又は被験者の危険を 増大させるような治験のあ らゆる変更について、院長に 対して速やかに「治験に関す る変更申請書(書式10)」を

提出すること。

8 治験責任医師は、治験の実施 に係る文書又は記録を院長 の指示に従って保存するこ と。なお、これら保存の対象 となる記録には、治験の実施 に関する重要な事項につい て行われた治験依頼者との 書簡、会合、電話連絡等に関 するものを含むものとする。

(モニタリング、監査及び調査への協力) 第25条 治験責任医師及び治験分担医 師は、治験依頼者によるモニ タリング及び監査並びに治 験審査委員会及び国内外の 規制当局による調査を受け 入れるものとする。

2 治験責任医師及び治験分担医師は、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は国内外の規制当局の求めに応じて、院長の了承のもと原資料等のすべての治験関連記録を直接閲覧に供するものとする。

(治験実施計画書からの逸脱等)

第26条 治験責任医師及び治験分担医師は、治験依頼者との事前の文書による合意及び治査を責会の事前の審査を責会の事前の審査を責合を支書による承認を表しているの事を表してはならない。ただ回避をである場合のならないものである等、医療ものである等、医療もないものである等である場合に関する変更である場合に関する変更である場合に

は、この限りではない。

2

- 治験責任医師又は治験分担医師は、治験実施計画書から逸脱した場合には、その行為を理由のいかんによらず、すべて診療録等に記録するものとする。
- 3 治験責任医師又は治験分担医師が被験者の緊急の危険を回避するため等、医療上やむを得ない事情のために治験実施計画書からの逸脱又は変更を行う予定又は行った場合は、治験責任医師及び院長は以下のように対応する。
 - 1) 治験責任医師は、「緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する報告書(書式8)」を作成する。
 - 2) 治験責任医師は、治験実施計 画書の改訂が適切な場合に は、治験依頼者の協力を得 て治験実施計画書改訂案を 作成する。
 - 3) 治験責任医師は、「緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する報告書(書式8)」及び治験実施計画書改訂案を治験依頼者並びに院長に提出する。
 - 4) 院長は、治験依頼者に対し、 「緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの 逸脱に関する通知書(書式 9)」の提出を要請する。
 - 5) 院長は、前二号の報告書と通 知書並びに治験実施計画書 改訂案を「治験審査依頼書 (書式4)」とともに治験審

査委員会に提出し、治験の継続の可否について意見を求め、本手順書第4条に準じて、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

6) 治験責任医師は、治験依頼者が提出してきた「緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する通知書(書式9)」を院長より入手し、保存する。

(重篤な有害事象の発生等)

第27条 治験責任医師は、治験実施中 に重篤な有害事象が発生し た場合(医療機器及び再生医 療等製品については、重篤な 有害事象の発生のおそれが あると認めた場合を含む)は、 速やかに院長及び治験依頼 者に「重篤な有害事象に関す る報告書(書式 12-1、書式 12-2)」をもって報告する。 この場合、治験責任医師は重 篤で予測できない副作用を 特定するものとし、治験依頼 者、院長又は治験審査委員会 から情報提供を求められた 場合、これに応じなければな

2 前項における「重篤な有害事 象に関する報告書(書式 12-1、 書式 12-2)」は製造販売後臨 床試験の場合は「有害事象に 関する報告書(書式 13-1、書 式 13-2)」、医療機器の治験の 場合は「重篤な有害事象及び 不具合に関する報告書(書式 14)」、医療機器の製造販売後 臨床試験の場合は「有害事象

らない。

及び不具合に関する報告書 (書式 15)」と読み替えるも のとする。

治験責任医師は、治験依頼者 より「安全性情報等に関する 報告書(書式16)」を入手し た場合、治験の継続等に関す る治験依頼者の見解を確認 し、自らの見解と異なる場合 備考欄にその旨を記載し(又 は別紙等を報告書に付し)、 自らの見解を記載した「安全 性情報等に関する報告書 式16)」の写し又は別紙等を 院長に提出する。

(症例報告書の作成及び報告)

3

第28条 治験責任医師又は治験分担医 師は、治験実施計画書の規定 に従って正確な症例報告書 を作成し、その内容を点検し、 問題がないことを確認した ときに、記名・押印又は署名 する。治験責任医師は、治験 分担医師が作成した症例報 告書についても、その内容を 点検し、問題がないことを確 認したときに、記名・押印又 は署名する(治験分担医師が 行った症例報告書の変更又 は修正について、治験責任医 師が点検し、問題がないこと を確認したときを含む)。

- 2 治験責任医師は、前項にて作成したすべての症例報告書を治験依頼者に提出する。なお、治験責任医師は、治験依頼者に提出した症例報告書の写しを保存するものとする。
- 3 治験責任医師又は治験分担医

師は、症例報告書を変更又は 修正する場合には、治験依頼 者から提供された手引き等 に従う。

4 治験責任医師又は治験分担医師は、症例報告書の記載を変更又は修正するときは、これに署名又は押印し、日付を記入する。なお、重大な変更又は修正を行う場合は変更理由も記入する。なお、変更又は修正については当初の記載内容を判読不能なものとしてはならない。

(直接閲覧を伴うモニタリング・監査の 申し込み、受け入れ及び報告)

第29条 モニター又は監査担当者は、 直接閲覧の対象となる原資料等の内容・範囲について治験実施計画書等に基づいて確認し、実施希望日時を治験責任医師等と調整した上で、治験事務局、治験協力者の協力を得ながらモニタリング又は監査を実施するものとする。

- 2 治験責任医師、治験分担医師 又は治験協力者は、直接閲覧 時にモニタリングの内容 び手順をモニターに確認 必要な原資料等の準備、手配 をする。治験責任医師、治験 分担医師又は治験協力者 の対応者は、被験者のプライ バシーの保護の観点から、原 資料との照合作業が可能な 場所を準備する。
- 直接閲覧終了後、治験責任医師、治験分担医師又は治験協力者は、当該原資料等がすべ

て適切に返却されていることを確認する。

4 監査の申し込みにあたって、 治験依頼者は「直接閲覧実施 連絡票(参考書式 2)」に必 要事項を記載し、治験事務局 に E-mail で申し込むものと する。なお、複数の担当者が 直接閲覧を実施する場合、す べての担当者の氏名を備考 欄等に明記するものとする。

(直接閲覧を伴うモニタリング・監査終 了後の対応)

第30条 治験依頼者は、モニタリング の結果、治験実施計画書から の逸脱等特段の事項があっ た場合、治験責任医師等に適 切に伝えるものとする。この 場合、治験責任医師は治験事 務局等の関連部門と協議し、 対応を決定するものとする。

2 治験依頼者は、監査の結果を 治験責任医師又は治験事務 局等の関連部門に連絡する ものとする。監査の結果、治 験依頼者より改善勧告等を 受けた場合、治験責任医師、 治験事務局等は、他の関連部 門とも協議し、対応を決定す るとともに、治験依頼者から 対応結果の確認の要請があ った場合、これに応じる。

(治験の終了又は中止・中断)

第31条 治験責任医師は、治験が終了 又は中止あるいは中断した 場合、速やかに「治験終了(中 止・中断)報告書(書式17)」 を院長に提出するものとす る。 (秘密の保全)

第32条 治験責任医師、治験分担医師 及び治験協力者は、被験者に 関する守秘義務を負う。また、 治験依頼者から提供された 資料、情報及び治験結果に関 しても同様である。

第5章 治験薬の管理

(治験薬の管理)

第33条 治験薬の管理責任は、院長が 負うものとする。

院長は、治験薬を適正に管理 2 させるために治験薬管理者 を「治験薬管理者任命書(院 内書式 3-1) により任命し、 原則として当院内で実施さ れるすべての治験に関する 治験薬を管理させるものと する。治験薬管理者は薬剤師 とし、治験薬管理者として薬 剤師を選任できない場合に は医師又は歯科医師を選任 する。なお、治験薬管理者は 必要に応じて治験薬管理補 助者を「治験薬管理補助者指 名書(院内書式 3-2)」により 指名し、治験薬の保管、管理 の補助業務を行わすことが できる。

> なお、治験機器及び再生医療 等製品の管理については、以 下のとおりとする。

(1) 治験機器:院長は、治験機器を適正に管理させるために、原則として薬剤師、臨床工学技士、臨床検査技師、診療放射線技師等、当該治験機器の管理に必要

な知識と経験を有する者 を治験機器毎に「治験機器 管理者任命書(院内書式 4-1)」により治験機器管理 者として任命する。治験機 器管理者としてこれらの 者を選任できない場合に は、医師又は歯科医師を選 任する。なお、治験機器管 理者は必要に応じて治験 機器管理補助者を「治験機 器管理補助者指名書(院内 書式 4-2)」により指名し、 治験機器の保管、管理の補 助業務を行わすことがで きる。

- (2) 再生医療等製品:院長は、 治験製品を適正に管理さ せるために、当該治験製品 の管理に必要な知識と経 験を有する者を治験製品 毎に「治験製品管理者任命 書(院内書式 5-1) により 治験製品管理者として任 命する。なお、治験製品管 理者は必要に応じて治験 製品管理補助者を「治験製 品管理補助者指名書(院内 書式 5-2)」により指名し、 治験製品の保管、管理の補 助業務を行わすことがで きる。
- 3 治験薬管理者は、治験依頼者が作成した治験薬の取扱い及び保管、管理並びにそれらの記録に際して従うべき指示を記載した治験薬の管理に関する手順書(以下、「治験薬管理手順書」)に従って、また GCP 省令を遵守して適正に治験薬を保管、管理する。

- 4 治験薬管理者は、次の業務を行う。
 - 1) 治験契約が締結されたこと を確認した後、治験依頼者 より治験薬を受領し、日付 を記した治験薬の領書より を記した治験薬の頼者より 委託された運送業者等が治 験薬を搬入した場合により記 録するものとする。
 - 2) 治験薬管理手順書に従った、 治験薬の払い出し及び回収 等の保管、管理を行う。
 - 3) 治験薬の在庫、使用状況、 使用期限及び治験進捗状況 を把握するために治験薬管 理表等を作成する。また、 被験者からの未使用治験薬 の返却についても記録する。
 - 4) 治験薬管理手順書に従い、 未使用治験薬(被験者から の未使用返却治験薬、使用 期限切れ治験薬、欠陥品を 含む)及び治験薬管理手順 書に定められている場合に は使用済みの治験薬空き箱 を治験薬の返却書とともに 治験依頼者へ返却する。
 - 5) 治験薬の返却に際しては、 治験薬受領数、処方数量及 び返却数量に整合性がある ことを確認する。
 - 6) その他、前項の治験依頼者 が作成した治験薬管理手順 書に従う。

第6章 治験事務局

(治験事務局の設置及び業務) 第34条 院長は、治験事務局長を「治

- 験事務局長任命書(院内書式6)」により任命し、治験の実施に関する事務及び支援を行う治験事務局を設けるものとする。
- 2 治験事務局は、院長の指示に より、次の業務を行うものと する。
 - 1) 治験依頼者に対する必要書 類の交付と治験依頼手続き の説明
 - 2) 治験依頼書及び治験審査委 員会が審査の対象とする審 査資料の受付
 - 3) 治験審査結果通知書に基づ く院長の決定の治験依頼者 及び治験責任医師に対する 通知(治験審査委員会の審 査結果を確認するために必 要とする文書の治験依頼者 への交付を含む)
 - 4) 治験契約に係る手続き等の 業務
 - 5) 治験終了(中止・中断)報 告書の受領及び治験依頼者 に対する交付
 - 6) 記録の保存
 - 7) 治験の実施に必要な手順書 の作成
 - 8) その他治験に関する業務の 円滑化を図るために必要な 事務及び支援

第7章 記録の保存

(記録の保存責任者)

第35条 院長は、GCP 省令及び本手順 書に定められた当院におい て保存すべき治験に係る文 書又は記録の保存責任者(以 下、「記録保存責任者」)を「記 録保存責任者任命書(院内書 式7)」により任命するものと する。

2 記録保存責任者は、次に示す 記録が本手順書第36条第1 項に定める期間中に紛失又 は廃棄されることがないよ う、保存することに責任を有 するものとする。ただし、治 験実施中、又は治験実施中か ら治験終了後を通じて別途 保管される記録は、次に示す 者が責任を持って管理する。

	治験	治験
	実施	終了
	中	後
1)治験受託に 関する文書等	治験 事務 局長	記録 保存 責任 者
2)治に要つれ頼簡電に録等のす事て治と会連す実る項行験の合絡る	治験 責任 医師	記録 保存 責任
3)治験薬に関	治験	記録
する記録	薬管	保存

(治験薬管	理者	責任
理表、被験		者
者からの未		
使用薬返却		
記録、治験		
薬の納品		
書、未使用		
治験薬の受		
領書等)		
4)検査の精度	検査担当部署 の長	
管理等を保証		
する記録等	0)	TX.
5)被験者の説		
明文書・同		
意文書、診		
療記録及び	診療録等保存	
診療に用い	担当部署の長	
た記録等		
(X 線フィ		
ルム等)		

3 院長及び記録保存責任者は、 治験依頼者からの求めに応 じて当院において保存すべ き治験に係る文書又は記録 を提示できるように必要な 措置を講じるものとする。

(記録の保存期間)

第36条 記録保存責任者は、治験実施 医療機関において保存すべき治験に係る文書又は記録 を、次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定めるのとする。 で保存するものとする。ただ し、治験依頼者がこれよりも 長期間の保存を必要とする 場合には、保存期間及び保存 方法について治験依頼者と 協議するものとする。

(1) 治験(医薬品、医療機器)

- (3) 製造販売後臨床試験(医薬品) 被験薬に係る再審査又は再 評価が終了する日。
- (4) 製造販売後臨床試験(医療機器) 被験機器に係る使用成績評

価が終了する日。

(5) 製造販売後臨床試験(再生

- 医療等製品) 被験製品に係る再審査 (係る再審音(多数製品に係る再出の (のでする)のでは (のでする)ので (のです。)。 (ので)。)。 (のです。)。 (ので)。)。 (のです。)。 (ので)。)。 (ので)。)。 (ので)。)。 (ので)。)。
- 2 治験依頼者は、院長へ前項の 承認取得、開発中止あるいは 再審査又は再評価の終了等 について、「開発の中止等に 関する報告書(書式18)」に より報告するものとする。

いずれか遅い日)

3 院長は、治験依頼者から前項 の報告書を入手した場合は、 治験審査委員会及び治験責 任医師に対して、本手順書第 11 条第 2 項及び第 3 項に準 じて承認取得等を通知する ものとする。

D.考察

神戸国際フロンティアメディカルセンターは、平成 26 年 11 月に開院したばかりであり、本研究により脂肪組織由来多系統前駆細胞を用いる肝硬変治療の治験を実施するために治験実施体制の構築が急務であった。手順書の第 1 版が出来上がったが、次年度以降再生医療等製品の治験も対象とできるよう、文書の作りこみを継続する。

E.結論

治験実施予定病院である神戸国際フロンティアメディカルセンターに治験実施体制構築の第1歩として、「神戸国際フロンティアメディカルセンター治験等に係る標準業務手順書」を策定した。

F.健康危険情報 該当なし

G. 研究発表

1. 論文発表

- A) Hayakawa T, Aoi T, Umezaw A, Ozaw K, Yoji Sato, Sawa Y, Matsuyama A, Yamanaka S, Yamato M. Study on ensuring the quality and safety of pharmaceuticals and medical devices derived from processing of autologous human somatic stem cells, Regenerative Therapy 1, in press
- B) Hayakawa T, Aoi T, Umezaw A, Ozaw K, Yoji Sato, Sawa Y, Matsuyama A, Yamanaka S, Yamato M. Study on ensuring the quality and safety of pharmaceuticals and medical devices derived from processing of allogenic human somatic stem cells. Regenerative Therapy 1, in press
- C) Hayakawa T, Aoi T, Umezaw A, Ozaw K, Yoji Sato, Sawa Y, <u>Matsuyama A</u>, Yamanaka S, Yamato M. Study on ensuring the quality and safety of pharmaceuticals and medical devices derived from

- processing of autologous human induced pluripotent stem (-like) cells. Regenerative Therapy 1, in press
- D) Hayakawa T, Aoi T, Umezaw A, Ozaw K, Yoji Sato, Sawa Y, Matsuyama A, Yamanaka S, Yamato M. Study on ensuring the quality and safety of pharmaceuticals and medical devices derived from processing of allogenic human induced pluripotent stem (-like) cells. Regenerative Therapy 1, in press
- E) Hayakawa T, Aoi T, Umezaw A, Ozaw K, Yoji Sato, Sawa Y, <u>Matsuyama A</u>, Yamanaka S, Yamato M. Study on ensuring the quality and safety of pharmaceuticals and medical devices derived from processing of human embryonic stem (-like) cells. Regenerative Therapy 1, in press
- F) Kono K, Takada N, Yasuda S, Sawada R, Niimi S, <u>Matsuyama A</u>, Sato Y. Characterization of the cell growth analysis for detection of immortal cellular impurities in human mesenchymal stem cells. Biologicals. 2014 Dec 16.
- G) Okura H, Soeda M, Morita M, Fujita M, Naba K, Ito C, Ichinose A, <u>Matsuyama A</u>. Therapeutic potential of human adipose tissue-derived multi-lineage progenitor cells in liver fibrosis. Biochem Biophys Res Commun. 2014 Dec 6
- H) Moriyama H, Moriyama M, Isshi H, Ishihara S, Okura H, Ichinose A, Ozawa T, Matsuyama A, Hayakawa T. Role of notch signaling in the maintenance of human mesenchymal stem cells under hypoxic conditions. Stem Cells Dev. 2014 Sep 15;23(18):2211-24.
- I) Ozasa M, Sawada K, Iwayama T, Yamamoto S, Morimoto C, Okura H, Matsuyama A, KomodaH, Lee CM, Sawa Y, Kitamura M, Hashikawa T, Takedachi M and Murakami S. Periodontal tissue regeneration by transplantation of adipose tissue-derived multi-lineage progenitor cells. Inflammation and Regeneration, 2014, in press
- J) Moriyama M, Moriyama H, Uda J, <u>Matsuyama A</u>, Osawa M, Hayakawa T.

- BNIP3 plays crucial roles in the differentiation and maintenance of epidermal keratinocytes. J Invest Dermatol. 2014 Jun;134(6):1627-35. doi: 10.1038/jid.2014.11. Epub 2014 Jan 8.
- K) 大倉華雪・松山晃文 細胞医療での申請にあたっての注意点―品質の観点から ― 先進医療 NAVIGATOR II 再生医療・がん領域の実用化への TOPICS 2014. pp5-8
- L) 大倉華雪 <u>松山晃文</u>:「再生医療の開発 および規制の歴史」再生医療. 情報機構 (印刷中)
- M) 大倉華雪 <u>松山晃文</u>:「再生医療にかか る規制の現状」日本臨床(印刷中)
- N) 大倉華雪 <u>松山晃文</u>:「「再生医療製品の 品質管理と規制への対応」再生医療事業 の課題解決のための手引書. 技術情報 協会 (印刷中)
- O) **田中紘一** 山田貴子:「生体肝移植(小児例)-小児生体肝移植-」日本移植学会 50 周年記念誌 2014 年 10 月 1 日発行p201-207

2. 学会発表

【松山晃文】

- A) 「ヒト ES/iPS 細胞由来細胞製剤の品質 管理」(招待講演) NPO バイオチップコ ンソーシアム事務局・2014/4/22
- B) 「再生医療からみた規制政策・知財戦略」 (独)医薬基盤研究所・2014/06/06
- C) 「再生医療とレギュレーション」(招待 講演)神戸ポートアイランド創薬フォー ラム・2014/6/16
- D) 「先進医療 B とトランスレーショナル リサーチの実際」東京大学 CRC 講習会 2014/06/26
- E) 「創薬支援に向けたヒト由来試料の位置付けについて」厚労科研(創薬支援のためのバイオリソースデータベースのネットワーク整備と政策・倫理課題に関

- する研究) 班会議・2014/07/09
- F) 「再生医療のこれから」島津製作所内部 セミナー・2014/07/25
- G) 「再生医療のビジネスモデル」(招待講演) ヒューマンサイエンス振興財団・2014/7/22
- H) 「再生医療とレギュラトリーサイエンス」(招待講演)第67回日本酸化ストレス学会学術集会・2014/9/5
- I) 「再生医療法の成立と薬事法の再生医療等製品区分の創設 その展望と課題 アカデミアの立場から 」(招待講演)・2014/9/6
- J) 第4回学術大会シンポジウム 一般社 団法人レギュラトリーサイエンス学 会・2014/9/6
- K) 「再生医療分野における法規制のフレームについて (招待講演)第 14 回 CRC と臨床試験のあり方を考える会議 2014 日本 SMO 協会・2014/10/4
- L) 「再生医療と非臨床試験」(招待講演) 第10回霊長類医科学フォーラム 医薬 基盤研究所霊長類医科学研究センター 2014/11/12
- M) 「ヒト由来の生物資源の知財等の環境 について」ワークショップ、TKP 品川 カンファレンスセンター・2014/11/17
- N) 「再生医療のこれまでとこれから」(招待講演)第 44 回日本医事法学会大会日本医事法学会・2014/11/30
- O) 「ヒト多能性幹細胞を用いる再生医療 製品での品質管理 A Case Study」(招待 講演)バイオロジクスフォーラム第 12 回学術集会・2014/12/12
- P) 「再生医療における品質管理の考え方」 (招待講演)第1回再生医療産業化展セ ミナー・2015/2/4
- Q) 「創薬・再生医療と知財」(講義)東京

大学大学院教育学研究科・2015/2/14

- R) 「再生医療 その規制と知財」(講義) 東京医科歯科大学セミナー・2015/2/24
- S) 「再生医療 その規制と知財」(招待講演)熊本大学平成26年度臨床研究センター/付属病院総合臨床研究部キックオフ合同シンポウジウム・2015/3/6

「iPS 細胞由来再生医療等製品の品質と安全性」(招待講演)第 18 回バイオメディカル研究室・2015/3/17

- H.知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)
 - 1.特許取得 該当なし
 - 2 . 実用新案登録 該当なし
 - 3. その他 該当なし